

平成 29 年 12 月 25 日
総務企画局企画調整部**第2号** スタートアップ法人減税（市税）の指定について

～革新的な事業に挑戦する創業企業の法人市民税等が軽減されます～

福岡市は、スタートアップ法人減税（国税）の指定法人に指定されている「サウレテクノロジー株式会社」を、本日、スタートアップ法人減税（市税）の第2号指定法人に指定しました。

スタートアップ法人減税（国税）は、革新的なビジネスにチャレンジするスタートアップを税制面で支援するため、国家戦略特区制度を活用して、福岡市が国に提案し実現した制度であり、あわせて、市税についても福岡市独自に軽減措置を講じているものです。

国税指定により、同社の対象事業に係る法人税が軽減の対象となることに加え、今回の市税指定により、法人市民税（法人税割）が全額控除となります。

記

<指定法人の概要>

- ・ 法人名 サウレテクノロジー株式会社
- ・ 代表者 代表取締役 ケヴァイ カイド
- ・ 設立 平成 29 年 1 月 16 日
- ・ 本店所在地 福岡市中央区大名 2-6-11 (Fukuoka Growth Next)
- ・ 分野 一定の IoT
- ・ 特定事業 VLC (可視光通信) 受光器解析システム等の開発

<参考：スタートアップ法人減税（市税）の主な要件>

- ・ 創業から5年未満の法人であること。
- ・ 国家戦略特区の規制の特例措置等を利用して事業を行っていること。
- ・ 以下のいずれかの分野で革新的な事業を行う法人であること。

医療

国際

農業

一定の IoT

先進的な IT

お問い合わせ先
総務企画局企画調整部 中島, 森塚
電話：092-711-4958 (内線 1215)